

令和6年11月20日

## 指定旧供給地点小売供給約款の 変更の認可について

近畿経済産業局長から、株式会社タナベエナジー（法人番号2160001010047）による電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」といいます。）附則第30条第1項の規定による指定旧供給地点小売供給約款の変更の認可申請に関する、改正法附則第36条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（20170329資第5号。その後の改正を含みます。以下「審査基準」といいます。）における当該認可に係る審査基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について、認可をすべきと考えられるため、別紙のとおり近畿経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別 紙)

官 印 省 略  
20241118近畿第19号  
令和6年11月19日

近畿経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点小売供給約款変更の認可について（回答）

令和6年11月18日付け20241114近畿第26号により、貴職から当委員会に意見を求められた指定旧供給地点小売供給約款の変更の認可の申請について、認可することに異存はありません。